

東日本大震災復興対策本部事務局震災ボランティア班・男女共同参画班のこれまでの取組と今後の取組

I 震災ボランティア班

震災後時間が経過する中で、ボランティア活動に対する地域のニーズや、ボランティア活動の主体等は変化してきているものの、その果たしている役割は依然として大きく、今後も、行政サービスの届きにくい細かなニーズへの対応が期待される。

業務	これまでの取組	今後の取組(当面来年度まで)
<p>1 NPO 等ボランティア活動主体が、拡大・多様化するニーズに円滑に応えることができ、被災の復興の促進に資することができるよう、NPO 等との情報交換・連絡調整等を通じて支援するとともに、阻害要因がある場合にはその解消に努める。</p> <p>(1)NPO 等への、政府の取組に関する情報提供</p>	<p>○NPO 等の活動に当たって活用できる政府予算の取りまとめ及び周知、NPO 等からの照会等についての窓口として機能(随時)</p> <p>(具体例) ※以下の月日はいずれも平成23年</p> <p>10月まで随時 平成23年度第1次補正予算等につき 県・市町の社会福祉協議会や NPO 等へ 訪問等の機会をとらえ、また、東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)等の会議において、説明・活用を働きかけ</p> <p>11月11日 JCN 主催の会議において平成23年度3次補正予算案について説明・活用の働きかけ(岩手)</p> <p>12月1日・2日 JCN 主催の会議において平成23年度3次補正予算について説明・活用の働きかけ(福島・宮城)</p> <p>12月14日 平成23年度3次補正予算の取りまとめ資料を復興対策本部ホームページにて周知</p> <p>12月20日・21日 NPO からの依頼を受け説明(宮城)</p>	<p>○政府予算(平成24年度・25年度予算、補正予算)のうち NPO 等の活動に当たって活用できる予算の取りまとめ及び周知、NPO 等からの照会等についての窓口として機能(随時)</p> <p>○その他、各府省からのボランティアに関連する情報(制度解説、留意事項等)を広く PR(随時)</p>

	<p>○その他、各府省からのボランティアに関連する情報(制度解説、留意事項等)のPR</p> <p>(具体例)</p> <p>平成23年9月 災害派遣等従事車両証明書による無料通行措置の延長についてJCNを通じてボランティア団体等に周知</p> <p>平成23年10月 休業中の方がボランティアをした場合の失業給付の取扱いについて復興対策本部ホームページにて周知</p>	
(2) 制度や手続の運用等に関し、関係府省への相談等	<p>○厚生労働省・国土交通省と連携し、ボランティア車両の高速道路無料通行手続きの簡素化を実現(平成23年8月4日)</p> <p>○ボランティアによる除染作業のガイドライン作成について環境省に申し入れ(平成23年11月)</p>	○NPO等からの要望等にかんがみ、ボランティア活動に当たって工夫や留意が必要と考えられる制度・手続き等について、関係府省に検討依頼、必要な調整を行う(随時)
(3) 過去の大震災の振り返りや現状分析を踏まえた、NPO等向けの復興支援ロードマップの作成	<p>○ロードマップ作成に当たっての方針の検討(平成23年12月)</p> <p>○方針に則り、過去の大震災の経験を有する有識者等への取材や、文献、現在復興に向けた支援活動を行っているNPO等の状況の把握、分析(平成23年12月～)</p>	<p>○方針に則り、過去の大震災の経験を有する有識者等への取材や、文献、現在復興に向けた支援活動を行っているNPO等の状況の把握、分析、編集等により、NPO等に向けた復興支援ロードマップを作成する</p> <p>〔今年度中 全体像と当面の詳細なロードマップを作成 来年度以降 今後の詳細なロードマップを作成〕</p>

<p>(4) 好事例の把握と他地域への伝播による、NPO 等へのノウハウの伝授</p>	<p>○行政からの委託に基づいてNPO 等が仮設住宅の生活環境アセスメントを実施する取組を伝播(岩手県の例を他の2県に紹介し、平成23年10月までに被災3県でアセスメントが開始)</p>	<p>○行政、NPO、社協等が連携して効果的な取組を進めている例や、行政からの受託に基づくNPO 等の活動の好事例、そのほかNPO 等が行っている先進的な取組の具体例を把握し、個別の問い合わせにおける対応、NPO 等との会議の場やウェブサイトの活用等により、他の地域に伝播(随時)</p> <p>○上記(1)に示した国の事業等において、NPO 等から具体的な事業内容の提案ができるようアドバイス(随時)</p>
<p>(5) ボランティア活動全般の促進</p>	<p>○観光庁を通じて、旅行業界に対し、ボランティアと観光を組み合わせたツアーの設定を呼びかけ(平成23年5月27日)</p> <p>○官房長官記者会見等により、官民、さらに広く国民に対し、ボランティア活動参加の呼びかけ(平成23年5月27日、7月29日)。</p> <p>○官邸ホームページや、当班と連携する民間ウェブサイト(助けあいジャパン)により、受入れ先、ニーズ、交通情報、注意事項等についての最新情報を発信(恒常的に)</p>	<p>○コミュニティづくり支援、心のケアや復興まちづくりへの参画・協働など中長期的なニーズへの対応が求められるため、外部ボランティアや個人ボランティアに、断続的であっても継続的な支援が必要である旨の情報や、現地NPO 等を中心に設計されたプログラムとボランティア希望者とのマッチングのための情報を、NPO 等との会議の場やWeb サイトを通じて発信(恒常的に)</p>

2 行政サービスの届きにくい場面において、必要に応じてNPO等の活用を図れるよう連携を図る。		
<p>2(1)国や地方自治体等による行政サービスではなかなか手が届かない部分における、NPO等との協力、NPO等との日頃からの友好関係の構築</p>	<p>○被災地・被災者に向けた各種政府広報資料の発行に当たって、現地の状況をよく熟知しているNPO等にあらかじめその内容等を照会し、その意見をできるだけ反映(随時)</p> <p>○上記広報資料等が社会福祉協議会やNPO等を通じて被災された方々に直接届くよう、仲介・調整(随時)</p> <p>○みなし仮設住宅への暖房器具の配布について地方自治体の要望をNPO等へつなぎ(平成23年12月)</p>	<p>○同左</p> <p>○同左</p> <p>○被災地において、国や自治体等公的主体による対応が困難な場合に、組織力があり、機動的・柔軟な活動を行っているNPO等に協力を依頼・相談(適宜)</p>

II 男女共同参画班

仮設住宅等におけるコミュニティ形成の場面や、地域における復興への具体的な取組などの場面において、多くの女性が活躍され、積極的に参画されていること等から、復興を進めていくに当たって、そうした女性の意見が適切に反映されることが必要。

業務	これまでの取組	今後の取組(当面来年度まで)
1 復興に向けたまちづくり等において、女性の意見が適切に反映されるよう環境整備に努め、そのための阻害要因があれば、その解消を図る。 また、女性の意見やニーズなどを積極的に把握し、必要な対応を検討。		
(1)復興における男女共同参画の視点の重要性についての情報発信	○被災地における復興シンポジウムの後援(平成23年10月) ○「復興過程における多様な視点の反映」への配慮について、内閣府と連名で被災3県(市町村)に依頼(平成23年12月15日)	○内閣府男女共同参画局とも連携し(例えば、男女共同参画局とイベントを共催・後援する、自治体等への要請を男女共同参画局と連名で行うなど)、復興過程における男女共同参画の視点の重要性について機会を捉えて情報発信(随時)
(2)過去の大震災の振り返りや現状分析を踏まえた、復興支援ロードマップの作成	『I 震災ボランティア班』と同様	『I 震災ボランティア班』と同様 なお、男女共同参画の視点も含めて取りまとめる予定
(3)復興における好事例の把握と情報発信	—	○下記(4)のヒアリング調査、グループインタビュー等を通じて、実態や好事例を把握(今年度内) ○そのほか、復興の場面で女性が積極的に参画している事例(企画・実施の枠組みにおいて女性が積極的に参画している事例や、男女共同参画・多様性等に着目した活動を行っているNPO等や女性中心に活動しているNPO等と、自治体とが連携し、女性など今まであまり声が届かなかった人々からの提案を施策に反映できるような仕組みを構築している事例など)を把握し、上記で把握した好事例とともに、個別の問い合わせでの対応、会議等の場やWebサイトの活用等により、他地域も含め広く発信(随時)

<p>(4) 内閣府男女共同参画局(以下、男女局)の予算による調査や、調査結果を踏まえたマニュアルづくりを男女局と連携して実施。作成後、関係者(国・自治体・NPO等)に対して同マニュアルの活用を促進</p>	<p>○「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」において避難所等での支援における男女共同参画の視点や女性の参画状況を調査(平成23年11月～12月)</p>	<p>○左記のアンケート調査結果も踏まえ、現地ヒアリングやグループインタビューを実施(平成24年2月頃)</p> <p>○復興場面における男女共同参画の視点や女性の参画状況調査と、23年度調査のフォローアップ調査を実施(来年度)</p> <p>○上記成果を踏まえ、「震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル」を作成し、広く今後の取組に資するよう周知(来年度)</p>
<p>(5) 関係府省への施策検討等の働きかけ等</p>	<p>—</p>	<p>○現地の状況やニーズ・課題等をできるだけ幅広く把握し、女性の活躍促進に当たって必要と考えられる施策等があれば、内閣府男女共同参画局とも連携し、関係府省に検討依頼、必要な調整等を実施(随時)</p>
<p>2 男女共同参画社会は男性にとってもより暮らしやすい社会であることから、男性の視点からもとらえ、復興の場面において孤立しがちな男性の、地域への参画を促進。</p>		
<p>(1) 上記1(2)(3)(5)等において、中高年男性など精神面で孤立しやすい男性への対応についても十分留意して取り組む</p>	<p>—</p>	<p>○上記1(2)(3)(5)等において、中高年男性など精神面で孤立しやすい男性への対応についても十分留意して取り組む(随時)</p>
<p>3 復興施策における男女共同参画の視点の反映を促進。</p>		
<p>(1) 復興庁における男女共同参画の推進</p>	<p>○復興推進委員会における女性委員、復興庁における女性職員の積極的活用の推進(恒常的に)</p>	<p>○同左</p> <p>○復興施策の検討・実施に当たって男女共同参画の視点を反映(随時)</p>
<p>(2) 関係府省への施策検討等の働きかけ等</p>	<p>—</p>	<p>○復興施策の検討・実施に当たって男女共同参画の視点が反映されるよう、必要に応じ働きかけ(随時)</p>

※ 現地対策本部、各府省、地方自治体との連携（これまで）

- ボランティアに関しては各府省の担当窓口を定めるとともに、関係省庁連絡会議等を随時開催するなど、必要に応じて連絡調整・連携
- 被災 3 県において、地方自治体、関係団体等との連絡調整会議等を行う場合に、現地対策本部とともに参加し、情報共有
- 3 次補正予算のとりまとめ資料について、被災 3 県にも情報提供・周知するとともに、市町村への周知や適宜の相談対応等を依頼。現地対策本部に対しても、3 県への働きかけを依頼